

# 公立大学法人沖縄県立芸術大学職員定年規程

令和3年4月1日  
沖芸大規程第21号

(趣旨)

**第1条** この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学職員就業規則（令和3年沖芸大規則第4号。以下「就業規則」という。）第20条の規定に基づき、公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下「法人」という。）の職員の定年に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規程において「職員」とは、法人に雇用される教員（教授、准教授、講師、助教及び助手の職にある者）、非常勤職員及び再雇用職員以外の職員のことをいう。

(定年による退職の特例)

**第2条** 理事長は、定年に達した職員が就業規則第20条第1項の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により業務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 理事長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、理事会の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 理事長は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 理事長は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなると認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

(職員の同意)

**第3条** 前条第3項及び第4項に規定する職員の同意は、それぞれ、書面により得なければならない。

(委任)

**第4条** この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和3年4月1日理事長決裁）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。